

税務課
から

平成25年度

資産税の
綻覧・閲覧

町税などの納付が便利になりました

平日に窓口で納付ができる方は、イオン日吉津店内にある鳥取銀行で土日・祝日でも納付ができるようになります。

◆営業時間
10時～21時

◆取扱業務
各種税金・上下水道使用料
保育料など

※納付の際には「各納税・納付通知書兼領収書」をお持ちください。

**平成25年度 固定資産税の
縦覧・閲覧**

平成25年度の固定資産税の縦覧（閲覧）期間は次のとおりです。固定資産税の縦覧とは、納税者が所有する土地・家屋の価格が適正であるかどうかを確認するため、縦覧帳簿により他の土地・家屋の価格と比較することができる制度です。

◆期間 4月1日～5月31日
(土・日・祝は除く)

◆場所 税務課 各支所総合窓口課

◆縦覧できる方 土地または家屋を所有する納税者（課税標準額が免税未満の方は税負担がないため、縦覧はできません）

※土地・家屋のいずれか一方の資産を所有している方は、その資産のみの縦覧となります。

※納税管理人、同居の家族も縦覧できます。

- ◆ 縦覧できる内容
 - 土地・所在、地番、地目
地積、価格
 - 家屋・所在、家屋番号
種類、構造、床面積、価格
 - ※ 所有者・課税標準額は記載されません。
- ◆ 縦覧に必要なもの
 - 本人確認できるもの（納税通知書（前年度分でも可）、または運転免許証など）
 - ◆ 手数料 無料
 - ◆ その他 縦覧帳簿の「レ」はできません。
- ◆ 閲覧・・・名寄帳
- ◆ 期間
 - 閲覧期間に制限はありませんが、縦覧期間中は手数料が異なります。
- ◆ 場所 税務課、各支所総合窓口課
- ◆ 閲覧できる方
 - 納税義務者、納税管理人
 - 同居の親族

- ◆ 閲覧に必要なもの
本人確認できるもの（納付書（前年度分でも可）、または運転免許証など）
- ◆ 手数料
縦覧期間中は閲覧は無料
- ◆ その他
名寄帳の「ピー」は、一枚つき20円必要です。
- ◆問い合わせ先
税務課
☎ 0859-54-5200

◆対象車輌 次のどちらかの要件を満たす軽自動車など

西漢書